

律藏とカルマン

平川彰

一 端磨の意味

梵語の「カルマン」 karmā は、業とか作業とか訳される場合が多いが、律藏では音訳して「羯磨」と訳す場合が多い。これは、ペーリ律の「ニヤッティ・カノマ」 nātti-kamma を、漢訳諸律が「白羯磨」と訳し、「ニヤッティ・ドゥティヤカノマ」 nātti-dutiyakamma を「白「羯磨」」、「ニヤッティ・チャツッタカノマ」 nātti-catutthakamma を「白四羯磨」と訳す点からも知られる。^(一)「羯磨」は「カツマ」とも「コノマ」とも読まれるが、律では「コノマ」と読むようである。

それならば漢訳律藏で、カルマンを「業」と訳さないで「羯磨」という音訳語を採用したのは何故であるかといふに、律でいうカルマンはいわゆる「善因善果・惡因惡果」あるいは「因是善惡・果是無記」という場合の「業と果報」の業とは意味が異なるからである。その区別を示すために、とくに羯磨という音訳語を用いたのであろう。律藏でいう「羯磨」とは、僧伽の行為をいうのである。これに似たものを国家の法律に見ることができる。法律のことを英語では「アクト」 act というが、act にはもちろん「行為」の意味がある。もちろんの行為の中で、とくに

国家の行為が「法律」の形で発動するのである。これと同様に、カルマンは一般に「行為」の意味であるので、僧伽の行為もカルマンといわれる。しかし法律は国家を背景として強制力をもつ行為であり、個人の行為とは異なる。それと同様に比丘個人の行為と僧伽の行為とも意味が異なる。しかし両者共に「カルマン」の語を用いるので、その違いを示すために、漢訳者が僧伽の行為の場合には「羯磨」という音訳語を採用したのであろうと考える。

佛教では、古くから「カルマン」には三種の意味が区別されている。『大毘婆沙論』卷一三によると、「問う、何が故に業と名づくるや。業に何の義ありや。答う、三義に由るが故に、説いて名づけて業となす。一には作用の故に。二には法式を持つが故に。三には果を分別するが故に。作用の故にとは、謂わく、即ち作用を説いて名づけて業となす。法式を持つとは、能く七衆の法式を任持するを謂う。果を分別すとは、能く愛と非愛との果を分別するを謂うなり」⁽²⁾と述べ、業に、作用と法式と業との三種があることを示している。第一の作用を業という場合は作用一般を業というのである。これには、あらゆる人間の行為がふくまれる。これにたいして第三の業は、愛・非愛の果を分別する業のみをとるのである。善業は善果を選びとり、また楽果を選びとる。善業が悪果や苦果を選びとることはない。このように特定の果を選びとる点を「分別する」と言つたのであろう。即ちこの場合は業の報いとしての結果を生み出す「見えない力」を有する行為を業というのである。むしろこの「見えない力」の方に重点がある。『法句經』第一二七偈に「虚空においても、海中においても、山間の洞窟に入りても、そこにとどまりて悪業より免れるところはなし」と説かれる場合の業は、この場合の業である。この業は果を感じる見えない力をそなえており、この力は、果を生ずるまでは滅しないので「業力不滅」といわれる。狭い意味の業はこれをさすのである。

これらにたいして第二の「法式を持する」場合の業が、律藏でいう「羯磨」の意味である。しかし「七衆の法式を持する」という場合には、僧伽の行為を羯磨という場合よりも意味が広い。七衆とは、比丘・比丘尼・式叉摩那・沙弥・沙弥尼の出家の五衆と、優婆塞・優婆夷の在家の二衆とを加えたものである。この七衆のうちで、僧伽としての行動をなしうるのは、比丘衆と比丘尼衆のみである。⁽³⁾ 在家信者はいうに及ばず、式叉摩那・沙弥・沙弥尼も僧伽の決定に参加する資格はない。即ち上述の白羯磨・白二羯磨・白四羯磨をなしうるのは、比丘僧伽と比丘尼僧伽のみである。しからばここでいう「七衆の法式」とは何かというに、恐らく受戒をいうのであろう。在家信者は五戒や八齋戒を受け、沙弥・沙弥尼は十戒を受け、式叉摩那は六法戒、比丘・比丘尼は具足戒を受ける。この場合の受戒の作法には、きめられた規則がある。その規則通りの作法にしたがつて受戒をしないと、戒を受けてもその受戒は成立しない。その儀式は無効である。即ち行為の手続きを誤ると、その行為が効果を持たないようなそういう行為を、ここで意味しているものと理解してよい。僧伽の羯磨もこの意味の行為である。会議の手続きを誤ると、その決定は無効になる。その意味では、七衆の法式を「持する」行為が、第二のカルマンになるわけである。この「持」という点に第二のカルマンの意味がある。その持とは、行為の決定が強制力を持つという意味であろう。戒を受けると、その受戒が、その人をしてのちのちまでも戒に叶う行為をなさしめる。戒を守らしめる力が最初の受戒という行為にそなわっている。そして戒を実行するという法式を持するのである。この強制力（抑制力）の意味は、第三のカルマンの業の因果の力とは異なる。業の因果力は人間の意志を超えたものであるが、第一の強制力はその人の心を束縛する意味での強制力である。

第一のカルマンには、密教でいう護摩の作法なども加えてよいわけである。この場合にも、護摩の作法の手続を

誤れば、祈禱の力は生じないからである。しかしこの小論にはこれらのカルマンの區別について論ずる余裕はないので、第二の律藏で説く羯磨について少しく論述したい。律藏の羯磨には、人數の点からいって、四比丘でなしうる羯磨、五比丘でなす羯磨、十比丘でなす羯磨、二十比丘でなす羯磨等の別があり、作法の上からは白羯磨・白二羯磨・白四羯磨の別がある。これらの点については、かつて論じたことがあるので、いまは触れない。本論では羯磨の内容について考察することにしたい。

二 羯磨の種類

『薩婆多部毘尼摩得勒伽』卷一には「幾種の羯磨ありや」と問い、「百一種の羯磨あり」と答え、羯磨がすべて百一種であることを示している。⁽⁵⁾ 説一切有部系統には『大沙門百一羯磨法』一卷があり、その冒頭に「白羯磨二十四、白二羯磨四十七、白四羯磨三十」と示している。さらに根本説一切有部系統の『根本説一切有部百一羯磨』十卷には、白羯磨二十一、白二羯磨四十七、白四羯磨三十二を挙げ、その一一を示している。このように有部や根本有部では「百一羯磨」をいうのである。但し、これらは律藏にありうる羯磨をすべて枚挙して、しかもそれを百一にまとめたものである。実際の律藏にはこのように多くの羯磨が説かれているのではない。しかし律藏にはかなり多くの羯磨が説かれているので、実際に律藏に当つて、どのような羯磨があるかを明らかにしたい。

しかしこの小論で、諸律の羯磨をすべて取り上げることはできないので、先ずペーリ律に説かれる羯磨を取り上げることにしたい（諸律との比較研究は別の機会にゆずる）。スクマール・ダット（S. Dutt）は、ペーリ律に説かれる羯磨を、次の如く二十種二十五示している。⁽⁶⁾

1 懲罰的羯磨

1 別住羯磨 (parivāsa)

a 不覆藏 (apaticchanna) 二四〇

b 覆藏 (paṭicchanna) 二四〇

c 本口治 (mūlāya paṭikassanā) 二四〇

d 合一別住 (samodhāna)

2 摩那埵 (mānatta)

3 苦切羯磨 (taṭjaniya)

4 依止羯磨 (nissaya)

5 驅出羯磨 (pabbajaniya)

6 十意羯磨 (patisāraniya)

7 拳罪羯磨 (ulkkhepaniya)

a 眼を見^ルな^ル羯磨 (āpattiya adassane)b 罪を懺悔せ^ルな^ル羯磨 (āpattiya appatikamne)c 悪見を捨て^ルな^ル羯磨 (pāpikāya diṭṭhiyā appatinissagge)

8 顯示羯磨 (pākāsaniya)

9 梵壇罰 (brahmadaṇḍa)

一一 非訓練的・非懲罰的羯磨

- 1 具足戒羯磨 (upasampada)
 - 2 布薩羯磨 (uposatha)
 - 3 結界羯磨 (simā-bandha)
 - 4 自恣羯磨 (pavāraṇā)
 - 5 カチナ羯磨 (kathina)
 - 6 知事選任羯磨
 - 7 房舎受納羯磨
 - 8 営事比丘專有羯磨
 - 9 出罪羯磨 (abbhāna)
- ### III 變則的羯磨
- 1 貧罪相羯磨 (tassa-pāpīyyasika)
 - 2 如草覆地 (tinā-vatthāraka)
- ダットはペーリ律から以上の如き羯磨を取り出している。これらの羯磨は律藏としては重要な羯磨である。しかし細かに見れば、ペーリ律からは尚多くの羯磨を取り出しうる。ここにはペーリ律に説くすべての羯磨を取り出し説明を加えることはできないが、紙面の許す限り、ペーリ律に説く羯磨を検討したい。

三 僧残法に関係する羯磨

律藏では、羯磨は主として「犍度部」に説明されているが、しかし戒律の条文に関係する羯磨も少くない。波逸提法第六三条の戒文に「何れの比丘と雖も、諍事が如法に解決したのを知りつつ、再び羯磨せんと騒げば波逸提である」とあるから、ここに「再び羯磨に」(punakammāya)の語があるから、この条文ができたときには、諍事を羯磨作法によつて裁決するという仕方が確立していたことがわかる。なお波逸提法第七九条にも「如法の羯磨に欲を与えて」(dhammikānam kammānam chandam datvā)⁽⁸⁾とあり、条文中に「羯磨」の語が現れている。

このように波羅提木叉が成立したときには、羯磨作法も確立していたわけであるが、しかしそれがどこまで古く遡りうるかは決定できない。しかし恐らく佛陀によつて羯磨作法が制定せられたものであろう。

まず比丘の波羅提木叉から見していくと、第一の波羅夷法四条には、羯磨は説かれない。波羅夷罪を犯した比丘は自動的に比丘の資格を失うのであり、無条件に僧伽から追放される。故に羯磨にかけて審議する余地はないのである。しかし波羅夷罪を犯した比丘が自己の罪を認めず、他から訴えられた場合には羯磨にかけられることになる。いわゆる挙罪羯磨はそのためにある。なお波羅夷罪を犯せば自動的に比丘の資格を失うが、ただ姪戒の場合のみは一点の覆藏心もなく直ちに発露して、しかも僧伽にとどまることを望むならば、比丘としてではなく、与学沙弥あるいは波羅夷学悔として僧伽にとどまることが許される。その場合には、白四羯磨によつて彼を与学沙弥として僧伽にとどまることを許す。この場合には羯磨を用いるが、これは特例である。『根本説一切有部百一羯磨』では、この羯磨を「犯波羅市迦人授其学法白四」⁽¹⁰⁾と呼んでいる。しかもこの特例は漢訳諸律には説くが、パーリ律には説

いていない。おそらく後世の成立であろう。波羅夷法には原則として羯磨を適用しないのである。

第二の僧残法には羯磨が関係する。関係するのは、第六条「無主作房戒」、第七条「有主作房戒」、第八条「無根波羅夷誘他戒」、ならびに第十条以下の三諫によつて僧残罪が成立する四条である。

第六条「無主作房戒」とは、房を作るのに建築の施主がなく、比丘が自力で材料を乞い集めて房を作る場合である。施主のある場合は大房を作ることが許されるが、施主のない場合は小房を作ることが許されるのみである。しかも両者の場合共に、房を作る「場所」に関して僧伽の許可を得る必要があった。この僧伽の許可が「白二羯磨」によつて示されるのである。原始佛教の時代に中インドで、土地所有がどのようになつていていたか明らかでない。すでに米作農業がおこなわれていたから、耕作地に関しては個人の所有が認められていたであろう。しかしそれ以外の原野については、その所有権は明確でなかつたようである。そのために比丘が自己の住房を作る場合、土地について所有者の許可を得るべきことは言つていよい。単に蟻などの小動物を害しないような「無難處」(anārāmbha)であつて、広々とした空地(「有行處」*saparikkamana*、通行可能なところ)を選ぶべきであるといふ。しかし房を村中に作つたり、道路上に作つたりすれば世間の迷惑になるから、土地の選定には気をつけねばならなかつた。そのために比丘が自己の判断のみで土地を決定するのを禁じ、僧伽の許可を必要とするようになつたのである。パーリ律によると「房舎を作らんとする比丘は、房を作る地所を清掃し、僧伽に至り、偏袒右肩し、……合掌して次の如く言うべし」⁽¹⁾とあり、許可を僧伽に乞うことを明らかにしている。これは、三度くり返して乞う。それに對して、「若し僧伽の全員が房舎の地所を検査することができるならば、僧伽の全員で検査すべきである」⁽²⁾。しかし僧伽の全員で行くことができない場合には代表の比丘を選任して、彼に検査せしめる。その代表比丘を選任する

羯磨の「白」の中に「某甲比丘と某甲比丘とを選んで、房舎の地所を検査することを許したまえ」の語がある。即ち複数の比丘を代表に選んで、検査せしめる。この代表比丘を選任する羯磨は白二羯磨である。その羯磨作法も示されている。⁽¹³⁾

選任された比丘はその土地を見て、無難處有行處であれば、そのように僧伽に報告する。そのあとで房舎を作る比丘は、僧伽にたいして「作處の指示」を乞うのである。三乞する。それにたいして僧伽は白二羯磨によつて、如上の地所を作處として指定するのである。故に末尾の罪の判定の箇所にも「白」一羯磨によつて房舎の地所が指示されずして *na tattidutiyena kammena kuṭīvatthūp na desepetvā* ……僧残なり⁽¹⁴⁾ とあり、僧伽の承認なしに房舎を作れば僧残罪になることが示されている。但しこの僧残法第六条の条文の中には、「僧伽の指示」ということは明示されていない。單に「諸比丘によりて、無難處有行處に地所が指示さるべし」⁽¹⁵⁾ となっている。この「諸比丘」というのが、条文解釈では「僧伽」と解釈されているのである。したがつて僧残法第六条の条文ができるときには、まだ僧伽の制度が十分にできていなかつたかも知れない。なお山窟 (*lenā*)、洞窟 (*guha*)、草屋 (*tinakutī*) を作る場合は、許可是要らないという。⁽¹⁶⁾

次の僧残法第七条「有主作房戒」の条文解釈中にも、「白」一羯磨によつて精舎の地所を指示せられずして、（精舎を作るならば）僧残罪である⁽¹⁷⁾ と示しており、同様な羯磨が適用されている。故に大房を作る場合にも、土地は無主の土地を利用したのであろう。若し所有者から土地を提供せられるなら、このような僧伽の調査は不必要だからである。しかしこのようないかだつたからではなかろう。

『根本説一切有部百一羯磨』では、これらの羯磨は「観造小房地白二・観造大寺地白二」と示されている。なお

房舎の土地が無難処有行処であるか否かを検査する比丘を選任する羯磨は、僧伽の知事比丘を選任する羯磨の一種である。これは『根本説一切有部百一羯磨』には、とくに別出して示していない。

次は僧残法第八条「無根波羅夷誹他戒」に、僧伽の知事比丘の選任羯磨がある。この条文は、慈・地一比丘が妹の慈比丘尼をそそのかして、沓婆摩羅子 (Dabbā Mallaputta) に慈比丘尼が犯されたと、いつわって佛陀に訴え、無根の波羅夷罪で清淨比丘を誹ったことによって制せられたという。このように無実の罪で清淨比丘を誹謗すれば訴えられた比丘は当然それを否定するであろうから、そこに諍いが起る。このような場合に、諍事をどのように裁定するかの問題は、七滅諍法によるのであり、その運用は「犍度部」に詳説されている。⁽¹⁹⁾ 僧残法第八条では、その点については触れていない。ただしここにはその因縁譚に、沓婆摩羅子が自ら志望して僧伽の「分房舎人・差次請食人」になつたことを説いている。僧伽の精舎は比丘達が公平に利用する規定である。そのために僧伽には、房舎を公平に分配する「分房舎人」 (senāsanapānāpaka) という知事比丘がいる。公平であつて、分配に巧みな比丘が選任される。つぎに篤信の信者が僧伽にたいして、請食を申し出ることがある。この場合、僧伽は比丘たちを順次にその信者の家にさし向ける。これは、請食を公平に受けるためである。請食は、乞食よりも美食であることが多い。この請食を受ける順序をきめるのが「差次請食人」 (bhattuddesaka) という知事比丘である。この役も公平であつて、差と不差とを知る人であることが必要である。沓婆摩羅子は適任者であつたので、その希望によつて、彼が僧伽の「分房舎人・差次請食人」に選任された。⁽²⁰⁾ この選任は白二羯磨でなされる。ここにはその全文を示すのは略すが、しかしその作法が僧残法第八条の因縁譚の中に示されている。『根本説一切有部百一羯磨』には「差分房人白二」がある。但し「差次請食人」については言つていない。しかし「分飯人白一・分粥人白二」等がある。⁽²¹⁾

以上の知事比丘の選任は、僧殘法第八条「無根波羅夷誘他戒」の条文の内容と直接に関係のあるものではない。

22

僧殘法十三条をまとめる言葉の中に「九は最初から罪となり、四は三（諫）にして罪となる」とある。即ち十三条のうち、最初の九条は犯した時に僧殘罪となる。例えばその第一条「故出精戒」、第二条「摩触女人戒」等はそれである。精を泄らし、女人と肌を触れれば、それでもって僧殘罪が成立する。しかし第十条から十三条までの四条はこれと事情が異なる。例えば第十条は「破僧違諫戒」であるが、これは破僧を企てたというだけで直ちに僧殘罪になるのではない。破僧を企てた比丘は諫告される。最初は知人、友人等の比丘が私的に諫告する。しかしそれでも企てを捨てない時、僧中において羯磨によつて諫告される。これは「白四羯磨」の作法で諫告する。しかし僧殘法第十条「破僧違諫戒」の条文には、「諫告のことは「彼の比丘は、諸比丘によりてかく言わるべきなり」」(so bhikkhu bhikkhūhi evam assa vacaniyo)²³ とあるのみで「僧伽によりてかく言わるべき」とはなつていな。即ち条文では、この諫告が僧伽によつてなされるべきことは明記されていない。

したがつてこの僧殘法の条文が制定された時には、まだ「僧伽による諫告」という方法は確立していなかつたかも知れない。しかし条文解釈の部分では、条文中の「諸比丘によりて」を説明して、諸比丘というのは、破僧を企てた比丘を見たり聞いたりした他比丘のことであるとなし、最初は彼等が諫告する。彼等が三度諫告してもその企てを捨てない時、その比丘は「僧伽の中」(saṅghamajjha)に引かれてきて、そこで諫告される。ついで諫告の仕方が示されているが、それは破僧の企てを捨てしめるために諫告するという「白」と、この白を三度くり返して述べる三羯磨とよりなつてゐる。そして「白によりて突吉羅、二羯磨語によりて偷蘭遮、羯磨語おわることにおいて僧殘罪なり」と述べてゐる。²⁴ これによつてこの僧中諫が白四羯磨によつてなされることが明らかである。この場

合、僧残罪が成立するのは、三羯磨が完了した時である。それまでに捨てれば僧残罪にはならない。その意味でこの戒を *yāvattatiyaka* (三度に至つて罪となる) というのである。

以上、三諫に至つて僧残罪が成立するのは、第十条のみでなく、第十二条「助破僧違諫戒」、第十三条「惡性拒僧諫戒」、第十三条「汚家惡行拒僧諫戒」等も同様である。⁽²⁵⁾ 即ち第十二条は、破僧を企てた比丘の伴党となつた比丘たちに對して、三諫する場合。第十二条は、破戒して他から忠告されても受け入れない比丘にたいして三諫する場合。第十三条は汚家惡行をなして信者の淨信を破壊した比丘は、その土地から駆出される。その場合、その処置に不満を述べて受け入れない場合に三諫する。

以上の四条において、諫告は条文では「この比丘は諸比丘によりてかく言わるべし」となつてゐるが、条文解釈ではすべて、他比丘による諫告と、僧伽諫との二通りで説明されている。個人の比丘の忠告は強制力がない。僧伽の意志で諫告し、それに隨わない比丘には懲罰を課する。このとき、諫告の実際的効果がある。⁽²⁶⁾ したがつて条文には「諸比丘によりて」とあつても、僧伽の組織が整備されたあとは、僧伽諫の形式になつたのであろう。僧残法に關しては「白四羯磨」が四つあるわけである。前述の『根本説一切有部百一羯磨』では、これらは「諫破僧伽白四・諫助破僧伽白四・違惱衆教白四・駆擯白四」⁽²⁷⁾ と呼ばれている。なお僧祇律では諫告は、一人諫・衆多人諫・僧伽諫と三重になつてゐる。他律にも若干の違ひがある。

僧残罪を犯した者にたいしては、謹慎を課する「マーナッタ白四羯磨」、僧残罪を犯して覆藏していた者に課する「別住白四羯磨」その他があるが、これらの羯磨の説明は「捷度部」にある。これらも白四羯磨であるが、白四羯磨は議題(白)を述べたあとで、三度くり返して可否を問う(三羯磨)もので、重要

な議題の決定に採用される。さきの知事比丘選任羯磨はそれほど重要ではないので、白一羯磨による。これは白を唱えたあとに、一羯磨する作法である。

四 捨墮法に関係する羯磨

僧残法の次には不定法二条があるが、不定法には羯磨は説かれていない。不定といつても罪が決定しないという意味ではない。調査の結果、罪を決定するという意味である。しかもその調査は僧伽が行うのであるから、その際には羯磨作法が適用される。これは訴えられた比丘をどのように調査し、裁判するかという意味であり、その手続²⁸きは「捷度部」に説かれている。すなわち不定法は条文そのものの中に羯磨を含んでいないし、因縁譚の中にも羯磨作法は説かれていない。

次の捨墮法には羯磨に關係する条文が多い。捨墮法とは、所有を禁止されている物を所有していた場合に陥る罪である。この場合は、法に触れた物の所有を放棄して、しかして後に波逸提の懺悔をするのである。この場合、法に触れた物は、個人の比丘に対しても放棄してもよいが、二三人の比丘前に放棄してもよい。さらに僧伽にたいして放棄してもよい。何れの場合にも放棄した物は、本人に返還される。しかしそれでは再度罪を犯すことになるうがしかしその際には便法があり、「淨法」によつて罪に触れないようにするのである。²⁸

捨墮法第一条は「長衣戒」であり、一揃の三衣以外の布を所有することを禁じている。余分の布は十日以上所有していくはならない。この条文に触れた布（衣）は放棄する。これが僧伽に放棄された場合には、それは現前僧伽の所有物になるわけである。現前僧伽はそれを自由に処分してよいわけであるが、本人に返還するのがこの際のき

まりである。但し条文の中には、そのような規則はない。条文解釈の中にある。ペーリ律には「時に六群比丘は捨衣を還与せず。世尊にこのことを告げたり。諸比丘よ、捨衣を還与せざるべからず。還与せざるものは突吉羅なり」⁽²⁹⁾とあるのによつて知られる。この場合、僧伽に捨てられた衣は、白羯磨によつて本人に還与される。その作法がペーリ律に示されている。⁽³⁰⁾ここには「白羯磨」と明記していないが、その形式は明らかに白羯磨の作法である。これは本人に返還するのがきまりであるので、とくに白一、白四を用いる必要がないのである。

次に捨堕法第二条「離三衣戒」は、比丘は三衣をつねに身につけておくべき戒である。しかし四六時中三衣を身につけていることは不可能であるので、日中は身体から離してもよいが、寝るときには必ず身体の近くに置かねばならない。それを破ると「離衣宿」という。更に「身の近く」とはどれ程の距離かという点で、律藏には詳しい説明がある。離衣宿にならない範囲を「不失衣界」という。この定められた範囲内に三衣があれば、三衣に離れて睡つても不失衣にはならないのである。

このように比丘は三衣をつねに所持すべきであるが、病比丘が旅行するような場合に、三衣が重くて所持できない場合がある。かかる場合には、僧伽の許可を得て三衣のうちの若干を持たないで宿泊することができる。これを「不失衣認可」(avippavāsa-sammuti) とす。この場合に、不失衣認可を望む比丘は、病気のために三衣を持すことができない理由を述べて、不失衣認可を三度乞う。これにたいして僧伽は白二羯磨によつて、それを認可する。その作法がこの条文の因縁譚に説かれているが、その形式は白二羯磨である。⁽³¹⁾『根本有部律百一羯磨』の「不離僧伽祇衣白一」がこれに相当する。根本有部律では三衣の中の僧伽梨だけの離衣宿を許しているのである。

上述の如く「不失衣認可」は僧伽のなすことであるが、しかし捨堕法第二条の条文には「比丘の認可を除いて」

(anāntra bhikkhusammutiyā) へなつて、いる。⁽³²⁾ これにも条文の成立の時には僧伽の制度が確立していなかつたことが知られる。

次に捨堕法第一四条に「減六年作臥具戒」がある。これは比丘が「臥具」を作つた場合には、六年間はそれを使用すべきであり、途中でそれを捨てて新調してはならないという戒である。この「サンタタ」(santhata) が臥具であるか、坐具であるか、あるいは三衣と同じものであるかについては問題があるが、いまは触れない。この場合にも、病比丘が旅行する時、臥具が重くて持つて行くことができない場合には、僧伽の許可を受けて「軽い臥具」を作つてもよい。即ち病比丘は、六年以内でも新臥具を作つてもよいのである。これを「臥具の認可」(santhata-sammuti) という。この「臥具の認可」も白一羯磨によつてなされる。⁽³³⁾ 但しこの場合も、条文では「比丘の認可を除いて」とあり、僧伽の認可とはなつていない。

つぎに捨堕法第十八条「受蓄金銀戒」は、比丘に金銀錢を所有することを禁ずる戒である。但し戒文の中には「金銀」(jātaruparajata) とのみあって、「錢」とは言つていない。故に条文が固定した時代には中インドには、まだ「錢」はなかつたものと考えられる。しかしち文解釈においては、jātarupa (生色・金) を satthavaṇṇa と説明し、rajata や māsaka (錢、銀貨³⁴)・lohamāsaka (銅錢)・dārumāsaka (ナック錢) 等と説明している。ともかく金銀錢は比丘は全く所持を許されないから、これを持つておれば、この条文に触れる。この場合には、一比丘、二三人比丘に捨することは許されず、必らず僧伽に捨するのである。

錢が僧伽に捨てられた場合、淨人や優婆塞が居つて、その錢を拾つて、それで食物等を買つてきた場合には、金錢を所持していた比丘を除いて、他の比丘は受用してよい。但し比丘たちが、淨人や優婆塞に「この錢で物を買つ

てこい」等と指示することは許されない。

このような事情に通じた淨人や優婆塞が居ない場合には、「五法を具する捨金銀比丘 (rupiyachchadakā)」を選出して、彼にその金銀を捨てしめる。あとから自分でこっそり拾いに行くような比丘であつてはならないので、そういうことのない潔白な比丘を選ぶ。この比丘を選任する羯磨が説かれているが、それは白二羯磨である。⁽³⁵⁾ これも僧伽の知事比丘の一種と考えてよい。しかしこれは常にあることではないので、例外的な知事比丘である。

次の捨墮法第十九条「種々販売戒」は、金銀による交易・販売を禁止する戒である。比丘は自ら金銀を持つたり金銀によって交易をなすことはできない。この戒に触れた場合も、金銀は僧中に捨し、前戒と同様な取扱いをなすことになっている。⁽³⁶⁾

金銀錢の場合のみ、捨したものを犯戒比丘に還与しないが、他の場合はすべて還与することになっている。但し捨墮法第二二条「乞鉢戒」の場合にも、特殊な制裁がある。比丘が食鉢を得た場合には、鉢に割れ目ができるても修繕して使用すべきであり、五綴までは新鉢とかえてはならない。この規則を示すのが、捨墮法第二二条である。五綴に至らずして新鉢を求むるならば、彼はその新鉢を比丘の衆中 (bhikkhuparisā) に捨つべきである。そして比丘たちが上座から順次に、自己の鉢と新鉢とを交換し、最後に残った最下鉢をその比丘に与える。その比丘はその鉢をこわれるまで受持しなければならないという。条文の中に、これだけのことが現定されている。

この場合にも条文中には「比丘衆中に捨てる」とあるが、条文解釈では「僧伽に捨てる」ことになっている。そして僧伽は「分鉢人」 (pattagāhāpaka) を選任し、鉢の交換をなさしめる。⁽³⁷⁾ この分鉢人の選任は白二羯磨でなされる。他の知事比丘の選任の場合と同様である。

次に捨墮法第二九条「有難阿蘭若離衣戒」は、安居が終ったあと、阿蘭若に住する比丘は、三衣のうちの一衣を村中の民家に預けておいてもよいという戒である。雨期のあとカッティカ月の満月までは盜賊が多いという。とくに山中の阿蘭若は無防備であるため、危険・恐怖がある。故にその心配のあるところでは、六夜を限り三衣の中の一衣を民家にとどめてもよいという。但しこの場合も、条文中に「比丘の認可を除き」⁽³⁹⁾という語があり、僧伽の許可を得ることが条件である。僧の認可を得ることは、さきの「離三衣戒」で、病比丘の「不失衣認可」があり、「減六年作臥具戒」でも病比丘に「臥具の認可」が説かれていた。これらは何れも白二羯磨であった。したがつてこの場合も白二羯磨であると思うが、パーリ律には詳しい説明がなく、羯磨も示されていない。しかし条文中に「比丘の認可」を言つてはいるから、「離三衣戒」の場合と同様の「不失衣認可」が必要であると考えてよい。

捨墮法に關係する羯磨は以上の如くである。白羯磨が一つと、他は白二羯磨である。なお波羅提木叉には、このあとに波逸提法、波羅提提舍尼法、衆学法、七減諍法等があり、それらの中には羯磨に關係のある条文もある。しかし与えられた紙数が尽きたので、それらの検討は他日にゆずる。ともかく以上によつてみると、波羅提木叉の条文が、羯磨作法を背景に持つてゐることが知られよう。

註

- (1) 白二羯磨等については、拙著『原始佛教の研究』三〇四頁以下参照。
- (2) 『大毘婆沙論』卷一一三、大正二七、五八七中。水野弘元「業説について」（印佛研二一二、昭和二九年三月、一一〇頁以下）参照。
- (3) 佛教で僧伽といえば、比丘僧伽と比丘尼僧伽のみをいう。拙著『原始佛教の研究』四一頁以下参照。

- (4) 前引拙著、三六七頁以下参照。
- (5) 「印一羯磨」については、拙論「律藏の羯磨」(『福井博士頌寿記念東洋文化論集』昭和四四年、九一四頁以下) 参照。
- (6) S. Dutt, *Early Buddhist Monachism*, London, 1924, pp. 148-9.
- (7) *Vinaya-piṭaka* vol. III, p. 126.
- (8) *Ibid.*, vol. III, p. 152.
- (9) 「波羅夷學悔」については、前引拙著111八、115〇頁等参照。
- (10) 『根本說一切有部百一羯磨』卷1〇、大正一四、四九九下。この羯磨は同卷五に「授其學法白四」として説かれている。大正同、四七六中。
- (11) *Vinaya-piṭaka* vol. III, p. 149. 南伝大藏經第一卷1151頁。
- (12) *Dō.* vol. III, p. 150. 南伝大藏經第一卷1151頁。
- (13) 回上。
- (14) *Dō.* vol. III, p. 151. 南伝、同上、115五頁。
- (15) *Dō.* vol. III, p. 149. 南伝、同上、115一頁。
- (16) *Dō.* vol. III, p. 155. 南伝、同上、116一頁。
- (17) *Dō.* vol. III, p. 156. 南伝、同上、116四頁。
- (18) 『根本說一切有部百一羯磨』卷五、大正一四、四七八中下。
- (19) 拙論「原始佛教教団における裁判組織」(『古代学』11-1、一九五三年、一頁以下) 参照。
- (20) *Vinaya-piṭaka* vol. III, pp. 158, 159. 南伝、第一卷116七一八頁。
- (21) 『根本說一切有部百一羯磨』卷1〇、大正一四、四九九上。『百一羯磨』では僧伽の知事比丘を「十二種人」として示す。

すが、やの中に「差次請食人」は入っていない。

- (22) *Vinayapitaka* vol. III, p. 185. 南伝、第一卷三三三頁。
- (23) *Do.* vol. III, p. 172. 南伝、同上、一九〇頁。
- (24) *Do.* vol. III, pp. 173-174. 南伝、同、一九〇-一九一頁。
- (25) *Do.* vol. III, pp. 176, 179, 183. 南伝、同上、一九六-七、三〇一、三〇七-八頁。
- (26) 指論「僧伽における制裁の問題」(宗教研究)四五号、昭和三〇年、四三頁以下) 参照。
- (27) 『根本説一切有部百一羯磨』第一〇、大正二四、四九九中。
- (28) 浄法といへば、拙著『律藏の研究』七三七頁以下参照。
- (29) *Vinayapitaka* vol. III, p. 197. 南伝、第一卷三三三頁。
- (30) *Do.* vol. III, p. 197. 南伝、同上三三一頁。
- (31) *Do.* vol. III, p. 199. 南伝、同上三三三-六頁。
- (32) *Do.* vol. III, p. 199. 南伝、同上、三三六頁。
- (33) *Do.* vol. III, pp. 228-9. 南伝、同上、三八七-八頁。
- (34) *Do.* vol. III, p. 238. 南伝、同上、四〇一頁。
- (35) *Do.* vol. III, p. 238. 南伝、同上、四〇三-四頁。
- (36) *Do.* vol. III, p. 240. 南伝、同上、四〇六頁。
- (37) *Do.* vol. III, p. 246. 南伝、同上、四一六頁。
- (38) *Do.* vol. III, p. 246. 南伝、同上、四一七-八頁。
- (39) *Do.* vol. III, p. 263. 南伝、同上、四四五頁。